

（劇場等の屋外の客席）

第57条の2 劇場等の屋外の客席は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) いすは、床に固定すること。
- (2) いす背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、いす背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行き3メートル以下ごとに、高さ1.1メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次に定めるところによること。
 - ア いす席を設ける客席の部分には、横に並んだいす席10席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5席（いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合にあつては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ いす席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各座席から歩行距離15メートル以下でその一に達し、かつ、歩行距離40メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ まず席を設ける客席の部分には、幅50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。
 - エ 大入場を設ける客席の部分には、客席の幅4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の縦通路を、奥行き4メートル以下ごとに幅50センチメートル以上の横通路を保有すること。
 - オ まず席を設ける客席の部分には、幅1メートル以上の通路を、各まずから歩行距離10メートル以内でその一に達するように保有すること。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成7年条例第6号〕、一部改正〔平成16年条例第33号〕

【趣旨】

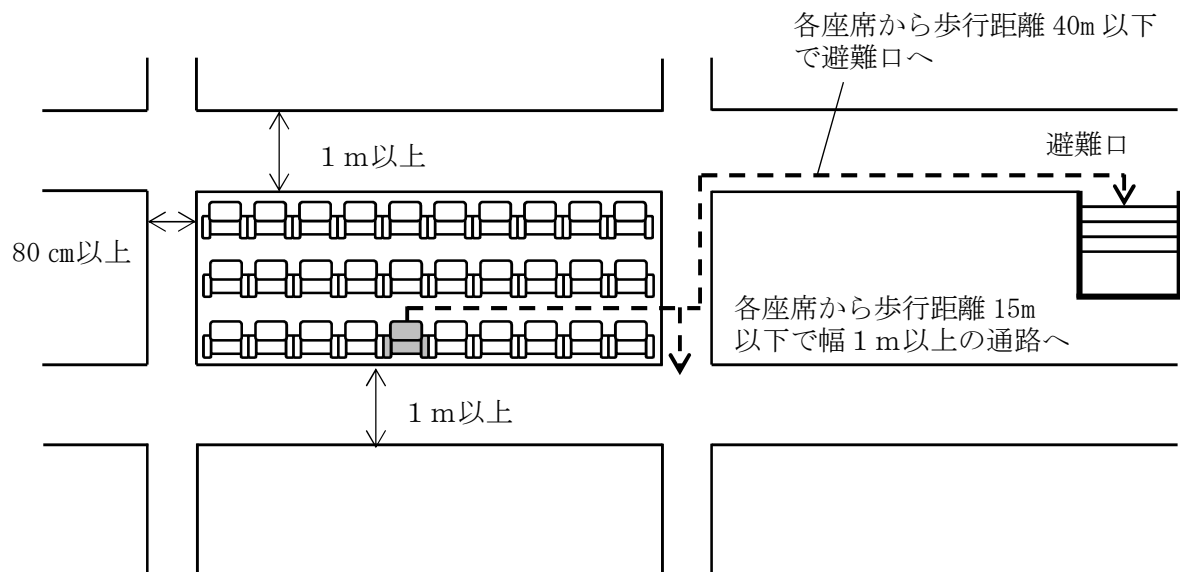
本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要ないすの固定、いす背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について定めたものである。

【解説】

- 1 陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比べて、火災により生ずる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動揺の度合いも少ないのが通常であるため、総体的に避難管理がより容易であるといえることができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっている。
- 2 第2号の「いす背がなく、かつ、いす座が固定している場合」とは、例えば、背もたれのない長いすのような形のものを指す。
- 3 屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第3号は、奥行3メートル以下ごとに手すりを設けることを規定している。
- 4 第4号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面して横方向であることを要しない。また、歩行距離40メートルの起算点は、各座席であつて、各座席から当該通路に達した地点ではない。

【第57条の2（劇場等の屋外の客席）】

- 5 第4号アの通路とイの通路（いす席の場合）及びウの通路とオの通路（ます席の場合）は、それぞれ双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えない。



いす席を設ける際の客席イメージ